

## 受動喫煙防止対策の推進

### 1 受動喫煙の防止等に関する改正条例の施行

未成年者や妊婦をはじめ県民が、たばこの煙にさらされることによる健康への危険を避け、健康づくりをより一層推進することができるよう、改正した受動喫煙の防止等に関する条例を7月1日から一部施行。(全面施行は令和2年4月1日)

#### 【改正条例の主なポイント】

- 学校や病院等は、令和元年7月1日から敷地内及び敷地の周囲も禁煙
- 飲食店や商業施設等は、令和2年4月1日から原則建物内禁煙
- 加熱式たばこはこれまで通り紙巻きたばこと同様の取り扱いとする
- 飲食店など人が相互に近接して利用する施設の管理者は、出入口等に吸い殻入れを設置しないなど必要な措置を講じなければならない
- 住宅の居室内や車内など私的(プライベート)空間でも20歳未満の者及び妊婦と同室同乗する場合は喫煙禁止

### 2 施行規則及び実施要領の改正

#### (1) 施行規則 (主なもの)

##### (ア) 規則で定めることとされた喫煙禁止場所の指定

- ・ 通学時間帯における通学路
- ・ 祭礼、縁日その他の多数の者の集合する催しが行われている屋外の場所で20歳未満の者又は妊婦が現にいる場所及びその周囲

##### (イ) 屋外喫煙場所、喫煙室等の設置基準

大学、官公庁施設等で設置可能な屋外喫煙場所や、飲食店等で設置可能な喫煙室の要件を規定。

##### (ウ) 標識様式の変更

妊婦の受動喫煙禁止など条例改正を踏まえた標識様式を規定。

 <p>禁煙 No Smoking</p> <p><small>喫煙禁止、喫煙のたばこをたきません。</small></p>	 <p>喫煙区域あり Smoking room available</p> <p><small>喫煙禁止、喫煙のたばこをたきません。</small></p>	 <p>喫煙区域 Smoking area</p> <p><small>喫煙禁止、喫煙のたばこをたきません。</small></p>	 <p>喫煙可能 Smoking permitted</p> <p><small>喫煙禁止、喫煙のたばこをたきません。</small></p>
施設入口に表示	施設入口に表示	喫煙区域等に表示	施設入口に表示

#### (2) 実施要領 (主なもの)

敷地内禁煙に関する特例 (精神病床を有する病院及び診療所における取扱い)

### 3 保健所設置市への事務移譲

保健所設置市に対し、改正健康増進法で定められた指導又は助言に関する事務と合わせ、改正条例の上乗せ規制部分に関する指導・助言事務を移譲(令和元年7月1日)

移譲先：神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市

### 4 条例施行等に向けた取組

#### (1) 条例の周知・啓発

- ・ 関係団体や行政関係課を通じた周知・説明に加え、条例遵守率に課題のある飲食店について約4,000店(見込)を個別訪問し、啓発資材を配布
- ・ 県内各地で開催された健康づくり推進員研修会等での説明・周知

- 県広報誌や HP、新聞(予定)、ラジオ、団体広報誌、タウン誌、フリーペーパーやイオンラックの活用等多様な広報媒体を通じ、改正内容を広く県民に発信

＜条例に関する啓発資材＞

資材名	対象	作成部数	
改正条例リーフレット	県民及び施設管理者	110,000	
改正条例ポスター		5,000	
喫煙環境ステッカー	施設管理者	表示別	66,000
		4種セット	90,000
融資案内チラシ		10,000	
飲食店向けチラシ	飲食店施設管理者	85,000	

(2) 喫煙の影響に関する啓発

- 子ども向け喫煙防止リーフレット:小学校(5年生向け)に配布
- 喫煙防止動画:インターネット動画サイトに掲載予定。併せて紹介チラシを高校に配布予定
- 喫煙の健康影響に関するリーフレット:大学(新入生)や県民向け説明会等で配布予定

(3) 中小企業者向け低利融資の創設

店舗内禁煙化や喫煙室の設置に取り組む中小企業者等への支援として、1箇所当たり1,000万円を限度額とした低利融資を実施

利率:年0.9%(固定利率)、期間:7年以内(うち据置1年以内)

5 今後の進め方

引き続き関係団体や事業者、県民等への周知に取り組むとともに、各種相談に対応できる支援体制を確保しつつ、飲食店への訪問実施等を通じた改正条例の遵守徹底や状況把握を進める。

令和2年4月1日 改正条例 全面施行  
 下期 受動喫煙防止対策検討委員会  
 (条例の施行状況調査や今後の方向性等について協議検討)  
 飲食店現況調査  
 (条例施行後の受動喫煙防止に向けた取組状況等の把握)